

随意契約理由書

件名	豊中市保健所エレベーター設備整備工事
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	本工事は、利用者の安全確保と適正な維持管理を目的として、建築基準法の改正に準拠した安全装置の追加と経年劣化している部材の更新を行うものです。 当該エレベーターは、三菱電機株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し施工納入されたものであり、今回更新する部材は既存設備等と密接不可分な関係にあるため、同一施工者以外のものに施工させトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。
備考	三菱電機株式会社は、事業再編によりエレベーター事業を三菱電機ソリューションズ株式会社に承継しており、専門技術についても継承されています。